

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認	
根拠法令・条項	社会福祉法第55条の4	
所 管 課	生活福祉部 健康福祉総務課	
審 査 基 準	<p>やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときに終了することができるが、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号）別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」を指針として判断する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	<p>事案の内容、程度等が案件ごとに異なるため、標準処理期間を設定することが困難である。</p>